

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

平成二十四年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

丸中石油株式会社	（名 氏 名 称）	主たる事務所又は 事業所の所在地は	取 消 年 月 日
		広島市西区横川町一丁目七番九号	平 成 三 三 年 二 月 一 日